



平成 28 年 8 月 1 日

各位

会 社 名 株式会社エムビーエス  
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 貴士  
(コード：1401 東証マザーズ 福証 Q-Board)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 栗山 征樹  
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 7 - 6 5 8 5

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 30 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 8 月 30 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」への移行を決議しておりますが、これに伴い、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### I. 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。  
取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレート・ガバナンスを確立させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとし、当該移行に必要な定款の一部を変更するものであります。
- (2) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条目的につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (3) その他、一部字句の修正、条文の明確化および上記の変更に伴う条数等を変更いたします。

##### 2. 日程

株主総会開催日 平成28年8月30日  
効力発生日 平成28年8月30日



現行定款	変更案
<p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1） 取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） 会計監査人</p>	<p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1） 取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （条文削除） （3） 会計監査人</p>
<p>第5条～第7条（条文省略）</p>	<p>第5条～第7条（現行どおり）</p>
<p>第8条（単元未満株式についての権利） （条文省略） （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条（単元未満株式についての権利） （現行どおり） （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第9条～第18条（条文省略）  第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第9条～第18条（現行どおり）  第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条（員数） 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u>  （新設）</p>	<p>第19条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>8名以内とする。</u> ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条（選任方法） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u>  （条文省略）</p>	<p>第20条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u> （現行どおり）</p>
<p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第21条（任期） 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （条文削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 （条文省略）</p>	<p>第23条 （現行どおり）</p>
<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第25条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条～第27条（条文省略）</p>	<p>第26条～第28条（現行どおり）</p>
<p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社が受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社が受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第29条～第30条（条文省略）</p>	<p>第30条～第31条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第31条 (員数)</u>  <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>  <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第32条 (任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第33条 (常勤監査役)</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第34条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第35条 (監査役会の決議方法)</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第36条 (監査役会の議事録)</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第37条 (監査役会規程)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>
<p><u>第38条 (報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p align="center">(条文削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第39条（監査役の責任免除）</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>（条文削除）</p>
<p><u>第40条（監査役の責任限定契約）</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>（条文削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第33条（監査等委員会の議事録）</u>  <u>監査等委員会の議事録については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>（新設）</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p>	<p><u>第34条（監査等委員会規程）</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p><u>第41条～第42条（条文省略）</u></p> <p>（新設）</p>	<p><u>第35条～第36条（現行どおり）</u></p> <p><u>第37条（会計監査人の報酬等）</u>  <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第43条～第47条（条文省略）</u></p>	<p><u>第38条～第42条（現行どおり）</u></p>

以上